

平成 30 年度仙北市次世代ヘルスケア産業創出支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

平成 30 年度仙北市次世代ヘルスケア産業創出支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、仙北市が進める観光・農業・スポーツ等の地域資源と「温泉×健康」の連携により生み出される市民の健康増進及びヘルスケア産業創出の支援を行うことで、温泉入浴の増加、市民の健康長寿、市内の総生産額や消費額、多世代雇用、交流人口の増加、ひいてはヘルスケアを推進する仙北市のイメージ確立を目指すことを目的とする。

(3) 業務の契約期間（予定）

契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで

(4) 業務の内容

別紙仕様書（案）のとおり。

※仕様書（案）は業務の想定仕様であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

(5) 提案限度額

以下内訳 4 業務の提案限度額を総額した 12,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。ただし、内訳に示す業務ごとの限度額を順守した提案とすること。提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

【内訳】

①ヘルスケア企業のニーズマッチング業務

限度額 2,550,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

②ヘルスケアプログラムの開発及び周知支援業務

限度額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

③健康増進プログラム等のモニターツアー等企画運営業務

限度額 3,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

④仙北市温泉活用等促進映像制作業務

限度額 1,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

対象経費

区分	内容
1. 人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
2. 報償費	業務の遂行に必要な出演者やナレーター、翻訳等に係る謝礼
3. 旅費	業務従事者が事業を行うために必要な交通費及びモニターツアー実施に係る参加者の交通費
4. 使用料	業務の遂行に必要な機材・設備類・音源使用等に係る使用料
5. 委託費	業務実施に関して、必須となる連携及び協力企業に対する委託料
6. 消耗品費	業務の遂行に必要な物品（DVD等）の購入に係る経費
7. 印刷製本費	実績報告書及び資料印刷、DVD 盤面印刷に係る経費
8. 通信運搬費	業務に直接関係する郵送物等の送料等
9. 一般管理費	1～8の計の10%以内 ※小数点以下を切り捨て (光熱水費等の他の用途と明確に区分できない経費)
10. 消費税及び地方消費税相当額	1～9の計の8% ※小数点以下切り捨て

対象外経費の例

- ・備品購入（不動産、PC、自動車等車両など）及び修理費、車検費用等に係る経費
- ・飲食、接待等に係る経費
- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

2 参加者の資格

- (1) 単独法人又は複数の連携及び協利法人を含めたコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人又はコンソーシアムは、次の要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

エ 平成30年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意思確認書の提出期限までに登録を行ってください。仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約 各種様式等で案内しています。）

オ コンソーシアムの構成員が単独法人、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

3 プロポーザルの日程（予定）

- 4月20日（金） 実施要領発表・公募開始
- 5月 7日（月） 質問提出期限（正午まで）
- 5月 8日（火） 質問に対する回答をHPに公表（午後5時まで）
- 5月14日（月） プロポーザル参加意思表明（午後5時まで）
- 5月21日（月） 提案書提出期限（正午まで）
- 5月29日（火） プレゼンテーション審査
- 5月下旬 審査結果の通知

4 質問及び回答

質問は、質問書（様式5）により受付け、回答を行う。

(1) 提出期限

平成30年5月7日（月）正午必着

(2) 提出方法

ファクシミリ

(3) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

平成30年5月8日（火）午後5時までに、仙北市HPにて公表する。

5 参加意思表明及び企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
①参加意向申出書（様式1）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、代表法人が作成すること。	正本1部

書類名	内容	必要部数
②会社概要（任意様式）	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。 ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに作成すること。	7部
③業務実績調書（様式2）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに作成すること。	7部
④コンソーシアム届出書兼委任状（様式3）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、作成すること。	正本1部 副本6部
⑤業務執行体制（様式4）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、作成すること。	7部
⑥企画提案書（任意様式）	※A4版、片面印刷を原則とする。 ※割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。	7部
⑦見積金額等（任意様式）	設計書に基づき記載。	正本1部 副本6部

※ 左上をクリップ留めし、持参又は郵送にて提出すること。なお、FAXや電子メールでの提出は受け付けない。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

(1) 提出先、提出方法及び期限等

- 1) 提出先 「10 問合せ先」に同じ
- 2) 提出期限 平成30年5月21日（月）正午必着

6 選定委員会の開催

本プロポーザルの実施及び選定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名 称	平成30年度地方創生推進交付金事業に係る業務委託候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の選定に関すること
委 員	副市長、総務部長、市民福祉部長、観光商工部長、地方創生・総合戦略統括監

(1) プロポーザル開催日時

平成30年5月29日(火) 10時～(予定)

事業者毎の開始時刻等の詳細は、5月25日(金)午後5時までにファクシミリで通知する。

(2) 開催場所

仙北市役所 田沢湖庁舎 3階 第4・5会議室

(3) 実施時間

1事業者につき30分を予定。事業者から20分で企画提案内容を説明した後、10分の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

(5) 説明者について

事業者側の参加人数は3名以内とすること。

7 選定委員及び評価の方法

(1) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点(満点)
事業実施能力	①業務遂行能力 ・適切な人員配置及び役割分担かつスケジュール等が的確か。	100
	②本業務と同等規模の業務経験	50
企画提案内容	①目的適合性 ・事業目的に合致した提案内容となっているか。	50
	②提案内容の企画力及び実現性 ・「温泉×健康」の連携による市民の健康増進及びヘルスケア産業創出への取組が具体的であるか。 ・次世代ヘルスケア産業推進協議会との連携について提案内容に組み込まれているか。 ・実施の手法は適格で合理的かつ具体的か。 ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。	250
	③見積額の妥当性 ・企画提案内容と見積額を比較して、適切な見積額となっているか。 ・経費の積算内容に不備、不適当なものはないか。	50
合計		500点

- (2) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。
- (3) 審査の結果は郵送にて通知する。

8 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

9 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア. 企画提案書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。

イ. 企画提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。

ウ. 企画提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ. 企画提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

オ. 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。

(3) 企画提案書類の取扱い

ア. 提出された企画提案書類は、プロポーザルの選定以外に無断で使用しないものとする。

イ. 提出された企画提案書類は、他の者に知られることのないよう取り扱うものとする。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ. 提出された企画提案書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製することがある。

エ. 提出された企画提案書類は返却しない。

10 問合せ先

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市総務部 地方創生・総合戦略室（担当：西宮、明平）

電話 0187-43-3315 ファクシミリ 0187-43-1300

メール sousei@city.semboku.akita.jp